

NO	意見の概要	市の考え方	区分
条例に関すること			
1	周知・啓発の方法は。	参考意見とする 受動喫煙防止区域と喫煙禁止区域に関する標識の掲示に加え、SNS、ウェブサイト、イベントでの啓発等、多様な手段を通じて市民や来街者に広く情報が届くよう取り組みます。	③
2	改正健康増進法は、施設の類型に応じて原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙等を定めている。違反に対する罰則（過料の行政罰）を設けることにより実効性のある条例となるのではないか。	条例（案）にすでに反映されている 罰則は設けませんが、附則第2項に基づき、施行後2年を経過した場合において、状況を検証し、必要に応じ罰則の導入を含めた見直しを検討していきます。	②
3	第10条に関して、喫煙場所を指定することは改正健康増進法に反するのではないか。指定ではなく場所そのものを作る必要はないと思われる。	その他 喫煙される方とされない方の双方が快適に過ごせるまちを実現するため、第10条に基づく指定喫煙所は必要と考えています。「望まない受動喫煙を生まない」社会的ルールの定着と分煙環境の整備による共生をより一層進めていきます。	④
4	喫煙場所を設置する場合、通路、出入口、こどものいる空間等から10m以上離す「10mルール」を事業者の責務として条例等に明記することが効果的ではないか。	参考意見とする 第5条（事業者の責務）において具体的な距離の数値を条例に明記しませんが、事業者に対して、受動喫煙の防止の推進に向けて協力していただけるように働きかけていきます。	③
5	子どもや20歳未満に焦点をあて、例えば「何人も、20歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内等において喫煙をしてはならない」との禁止規定を設け、条例に明記するべきではないか。	参考意見とする 本条例は私的空間での禁止規定は設けておりませんが、たばこの害や受動喫煙防止に関する正しい知識について啓発および受動喫煙の防止に必要な環境の整備を進めていきます。	③
6	第9条に関して、国、県、市の公共施設はすべて敷地内禁煙としており、公共の場所は全て敷地内禁煙とし、特に喫煙禁止区域を設ける必要はないのではないか。	その他 受動喫煙の機会が発生しやすい場所において実効性を高めるため、第8条（受動喫煙防止区域）および第9条（喫煙禁止区域）の指定は必要と考えています。	④
7	改正健康増進法において「望まない受動喫煙」の防止が明確に定められており、本条例案の前文にも「望まない受動喫煙の防止」が必要と記載されている。一方、条例案の各条項には13条（指導）以外はすべて「望まない」という文言が削除され、「受動喫煙」と記載されている。健康増進法との整合性をとる意味でも、少なくとも第1条、第三条、第四条、第五条、第六条については「望まない受動喫煙」に変更するべきではないか。	参考意見とする 本条例案は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、「健康長寿のまちづくり」の実現を目指すものです。受動喫煙による健康被害は個人が望む望まないにかかわらず生じるものであることから、各条項では「受動喫煙」と記載することが適切と判断しております。	③
8	事業者および施設管理者の責務を「努力義務」から「義務」へ格上げすべきである。罰則がなくとも、義務化することでインパクトが強まり、実効性が高まる。	その他 本条例案では、まずは社会全体で受動喫煙を防止する機運を高めるため、第5条および第6条の責務を「努力義務」とすることが適切と考えています。	④
9	条例の13条の指導について、通報の仕組み及びだれがどのようにするのか。明確化してほしい。	その他 喫煙禁止区域内における喫煙への対応については、市職員による随時の現地調査を基本とし、違反行為を確認した場合には職員が直接指導を行う方針としています。	④
10	受動喫煙防止区域と喫煙禁止区域の違いは？特に受動喫煙防止区域においては、周囲に人がいなければ自己判断で喫煙しても良いのか、また半径何メートル以内は吸ってはならないといった具体的なルールはないということでしょうか。	その他 市長が、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める区域を受動喫煙防止区域と指定し、道路や公園など、公共の場所での喫煙制限を行うことができることとしています。さらにその区域内の子ども等の利用や、人通りの多い場所等は喫煙禁止区域として、区域内の公共の場所は原則喫煙禁止とする一方、受動喫煙防止のために必要な措置を講じた指定喫煙所を設けることもできるとしています。なお、受動喫煙防止区域については、具体的な数値を明記することはありませんが、受動喫煙を生じさせないように、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いしていきます。	④
喫煙所に関すること			
11	現在検討されている受動喫煙防止区域において、非喫煙者への影響を最小限に抑えるため、市が十分な換気設備を備えた喫煙場所を整備することで、環境美化と受動喫煙防止との両立が可能と考える。	条例（案）にすでに反映されている 今後、受動喫煙防止区域内において、受動喫煙防止のために必要な措置を講じた指定喫煙所を設置する予定としています。	②
12	第10条で喫煙禁止区域内に指定喫煙場所が設置可能と記載されており、喫煙所以外のエリアの禁煙の実効性を高めるためにも喫煙所は必須と認識している。他の一部地域においては、条例施行時に喫煙所の収容人数・個所数の不足で周辺エリアのポイ捨てが増加した事例や、指導員への過度なクレームが社会問題に発展した事例もある。そのため、条例施行までには、遅滞なく複数の喫煙所の設置を要望する。	参考意見とする 施行にあたっては、まず1か所の喫煙所を整備し、運用を開始しますが、今後の適切な配置数や整備方針については、いただいたご意見や周辺環境への影響を考慮し、実効性の高い運用となるよう検討していきます。	③
13	喫煙禁止区域内に喫煙所を設ける際、専門知識を持つ民間企業（JTの分煙コンサルタント等）のアドバイスを受け、煙の流れや人の動線を考慮した適切な設置場所を検討すべきである。	参考意見とする 第10条に基づく指定喫煙所の設置にあたり、専門的な知見の活用や人の動線を考慮した場所を検討します。	③
14	現在、市役所敷地内が禁煙であるために、職員や来庁者が近隣の民間商業施設の喫煙所を利用し、その維持管理費を民間側が負担している実態がある。条例制定にあたっては、こうした不均衡を是正する必要がある。条例をより良いものにするため、他市の成功事例等をさらに収集し、十分な準備期間を設けるべきではないか。	参考意見とする 条例制定にあたり、喫煙禁止区域周辺に市が管理する指定喫煙所の設置を予定しています。また、条例制定から施行までの間に、周知啓発期間を十分に設けるとともに、必要な環境整備を着実に進めていきます。	③
15	市が条例を制定するのであれば、喫煙所の設置補助金だけでなく、その後の「維持管理費」についても市が予算を組む等、民間事業者の負担バランスを考慮した仕組みを検討すべきである。	参考意見とする 指定喫煙場所が長期にわたり適切に運用され、周辺の環境美化を維持するためには、管理運営に伴う継続的なコスト負担が重要な課題であると認識しています。持続可能な分煙環境を構築する観点から、維持管理費に対する支援のあり方や、官民の適切な役割分担、予算措置の可能性について、他自治体の事例も参考にしながら整理します。	③
16	大阪府天満橋アーケードは全面禁煙を実施し上手に出来ている。喫煙所は煙が流れない場所に設置している。無理に禁止するのではなく逃げ道がないとうまくいかない。行政から情報収集をしてみてもどうか。	参考意見とする 受動喫煙防止と喫煙者のマナー遵守を両立させるために、他都市の成功事例における喫煙所の構造や配置バランスを参考に、本市における実効性の高い分煙環境のあり方について整理します。	③
17	現在予定している受動喫煙防止区域に設置する指定喫煙所の設置場所や設置個所数の構想は。	参考意見とする 受動喫煙防止を確実に図るために、設置場所のスペースや人流、周辺環境に応じた最適な設備を検討します。なお、場所を切り替えられる喫煙トレーラーハウスの設置を予定しています。	③

18	指定喫煙場所について、移動式は空気清浄機等を設置するとランニングコストがかかるのではないか。固定式、パーテーション式の方がランニングコストは安く、長期的に維持ができると思う。	その他 ご指摘の通り、清掃やフィルター交換等の費用対効果を精査し、財政負担を抑えつつ受動喫煙防止機能を維持できる設備のあり方について検討します。	④
エリアに関すること			
19	中心市街地に偏った対策だけでなく、小中学校周辺等こどもの活動環境を重視したエリア整備を推進してはどうか。	参考意見とする 現在整備を進めている常盤通りを中心とするウォークアブル区域では今後人が多く集まることで受動喫煙が生じやすくなると考えられることからルールの遵守を促す先導的な区域として受動喫煙防止区域等を設定しています。小中学校周辺等のこどもが多く集まる場所におけるエリアの整備に関しては、今後の参考にさせていただきます。	③
20	こどもたちが集まる小中学校だけでなく、幼稚園、保育所等についても、「喫煙禁止区域」に含めるよう検討してほしい。	参考意見とする 改正健康増進法第28条第5号および健康増進法施行令第3条において、学校・病院・児童福祉施設等とともに「第一種施設」に位置づけられており、すでに敷地内禁煙が法律上義務付けられています。本条例案では、常盤通りを中心とするウォークアブル区域を中心に受動喫煙防止区域等を設定していますが、「第一種施設」以外のこどもが多く集まる場所におけるエリアの整備に関しては、今後の参考とさせていただきます。	③
その他			
21	近年、受動喫煙防止の観点から喫煙規制が進む一方、屋外・公共空間における適切な喫煙場所が不足しており、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て等の問題が発生しています。つきましては、今回の受動喫煙防止対策条例の検討を機に、たばこ税収の一部を活用し、分煙対策が十分に施された喫煙場所の設置・整備を強く要望いたします。	その他 喫煙される方とされない方の双方が快適に過ごせる分煙環境の設置・整備を進めていく予定としています。	④
22	バス停で待つ間は遠くに逃げることができないのでバス停は禁煙にして欲しい。受動喫煙やポイ捨てを防ぐために、バス停は禁煙にして欲しい。宇部駅前や宇部新川駅前のバス停近くに公衆電話ボックス程度の大きさの高性能フィルターによる換気・有害成分除去機能を備えた喫煙所を設置すると良いのではないかな。	その他 常盤通り（国道190号）は喫煙禁止区域として指定する予定であり、市役所前バス停や常盤町一丁目バス停などはその対象範囲です。今後、区域内においては、十分な換気設備を備えた指定喫煙所の設置を予定しております。バス停周辺における受動喫煙防止およびポイ捨て防止に関しましては、喫煙マナー向上のための周知啓発をより一層強化してまいります。	④
23	受動喫煙に関する正しい知識の普及・啓発は広く市民に必要と考えている。市においても普及・啓発活動を実施されると認識しているが、この施策は健康計画等に明記し推進されるべきものであり、市民等に義務を課す条例として定めることには違和感がある。強制や規制の手段でなければ解決できない行政課題について、最低限の規制を課すのが、行政法の主旨と認識しており、この観点からも再検討すべきではないか。	その他 望まない受動喫煙を生まない社会ルールの定着と分煙環境の整備による共生を一層進め、喫煙される方にも、されない方にも快適なまちを実現するため条例制定は必要と考えています。	④
24	屋外における受動喫煙の健康影響に関する条例案の記述は、屋内外の違いを考慮すると合理的ではない。WHOや厚生労働省も規制に相当するだけの明確な科学的エビデンスが不足しているため、受動喫煙防止を目的とした強制的な喫煙制限は課していない。しかし、屋外でのたばこの煙を不快と感じる人や、ポイ捨て・火の危険といった問題は存在し、これらに対処する路上喫煙禁止条例は合理的である。したがって、本条例の目的を、煙の不快感軽減、ポイ捨て・火の危険対策へと修正・追加し、市民の理解と実効性を高めるため、「屋外喫煙禁止条例」もしくは「屋外喫煙禁止及び受動喫煙の知識普及・啓発条例」等わかりやすい名称に変更し、「屋外でも喫煙が制限される場所がある」ことを明確に伝えるべきではないか。	その他 受動喫煙については、屋外であっても、人が多く集まる場所や子ども、妊産婦、病気のある方の近くにおいては、一定の健康への配慮が必要とされています。本条例の目的・名称について、受動喫煙防止を条例の柱として位置づけることで、市民への健康意識の醸成・啓発につながると考えます。	④
25	第7条における市内全域での「公共の場所における喫煙の配慮」は、喫煙者而非喫煙者が共存していくために必要な最低限ルールと認識しているが、第8条に記載されている「受動喫煙防止区域」との、市民等に求められる行動の違いが不明確で混乱する懸念がある。第7条、第8条については整理の上、市民目線でわかりやすい内容への変更が必要ではないか。	その他 第7条は広く市民に喫煙マナーの向上を求めるもの、第8条は特定区域における重点的な受動喫煙防止規制を定めるものであり、それぞれ異なる役割を担っております。条例の内容および区域の指定については現行のとおりに維持いたします。両条項の違いや市民の皆様求められる行動基準については、分かりやすく周知啓発を実施していきます。	④
26	兵庫県の「受動喫煙の防止に関する条例 第19条」及び「住民での受動喫煙被害を考える会・兵庫」のホームページを参考に、プライベート空間での喫煙に規制をかける先進的な条例を制定してほしい。また、喫煙率が示す世の中の流れを喫煙者が理解し、禁煙の動機付けとなるような施策を打ち出してほしい。	参考意見とする たばこの害や受動喫煙防止に関する正しい知識について啓発および受動喫煙の防止に必要な環境の整備を進めていきます。	③
27	商店街組合内には全面禁煙を望む声がある一方、全体の理解を得られなければ、ルール違反やトラブルを招く恐れがある。例えば「時間帯による制限」を設ける等、現実的で納得感のあるルール作りを検討してほしい。	参考意見とする 市民のみなさまのご理解とご協力を得ながら受動喫煙防止対策を進めていきます。	③